

10 版試案 (6 類)

下線：改訂箇所

はじめに

6 類「産業」は、産業構造の変化の著しい分野である。10 版においては、愛玩動物 [ペット] の位置づけを明確にし、獣医学の展開の充実をはかったほか、646.9 との二者択一項目であった「647 みつばち・昆虫」を削除項目とした。また、流通産業、運輸・交通業を中心に表の現代化を行った。農林水産業の経済・行政・経営の項目 (611 / 661) においては、整合性を図るべく項目名、注記を見直した。

なお、「694 電気通信事業」については、「007 情報科学」および「547.48 情報通信」「548 情報工学」と一括して行うため、本稿からは除外した。

以下、順を追って試案を重点的に述べる。

611 農業経済・行政・経営 Agricultural economy and management

* 一地域の農業経済・行政・経営も、ここに収める 例：611.23 埼玉県農地改革史；ただし、近世以前の農業経済・行政・経営は、611.2 / .29 と 611.39 を除き 612 の下に収める

項目名「農業経済」および英文項目名「Agricultural economics」を変更した。また、611 と 612 の関係が不明確であったので、651 にあわせて注記を変更した。

611.3 食糧問題・食糧経済 →：334.39

* 食料問題 一般 はここに収め、611.33 / .35 以外の個々の食料は、各々の下に収める

主食物である「食糧」のみならず、食べ物全体を意味する「食料」も 611.3 に分類するよう注記を追加した。

611.35 雑穀・雑穀価格・雑穀の輸出入

9 版では 616.6 への「をも見よ」参照としていたが、611.33 / .35 のうち、611.35 のみに設ける必要性は低いので、削除した。

(611.36 その他の農産物価格・輸出入)

「その他の農産物」の範囲が不明確であったので、削除項目とした。

611.38 国際食糧問題

* 輸出入食糧→611.48

「輸出入食糧」は「農産物貿易」との区別が困難なため、項目名から削除し、611.48 への注参照を付した。

611.4 農産物・農産物市場

* 611.33 / .35 以外の個々の農産物は、各々の下に収める

* 園芸生産物市場→621.4；畜産物市場→641.4；林産物市場→651.4

「農産物」を項目名に追加し、注記「農産物 一般 は、ここに収める」を削除した。また、注記を追加して、611.33 / .35 以外の農産物は各々の下に収めることとした。注参照

「園芸 621.4；畜産物 641.4」の名辞を変更し，林産物市場の注参照を追加した。

611.48 農産物貿易・関税 →：678

*食糧貿易 一般 は，ここに収める

611.48 に食糧貿易一般も収めるよう注記を付した。

611.6 農業協同組合 ：335.6；610.6

「農業団体」は 610.6 との区別が困難なため，項目名から削除した。関連索引の「農業団体 611.6」は，「農業団体 610.6」とする。

614.84 農具：くわ，すき，鎌 →：383.93

注参照「民具としての農具 383.93」から参照に変更した。

614.85 農業用機械：作付機械，育成用機械，播種用機械，耕耘機，刈取用機械

9版の分類小項目名には「その他の農業用機械」があったが，小項目名は例示列挙であり，その他の農業用機械も含意しているので，「その他の農業用機械」を小項目名から削除した。

616.6 雑穀

9版では 611.35 への「をも見よ」参照としていたが，611.35 の「をも見よ」参照の削除に伴い，削除した。

621 園芸経済・行政・経営

*ここには園芸作物 一般 を収め，個々のものは 625 / 627 に収める

*一地域の園芸経済・行政・経営も，ここに収める；ただし，近世以前の園芸経済・行政・経営は，622 の下に収める

園芸作物のうち，果実・蔬菜・花卉それぞれを扱ったものは，一般論・各論を問わず 625 / 627 に収めるよう注記を付した。また，651 にあわせて注記を追加した。

621.4 園芸生産物市場および価格 →：675.5

9版では「ここには果実，蔬菜，花卉 一般 に関するものを収める；ただし，個々の産物は，625 / 627 に収める」という注記があったが，621 全体にかかわる内容であり，621 に注記を付したので，削除した。

625.6 液果類 [漿果類]

漿果は液果の旧称であるので，「液果類」を項目名に採用し，9版の項目名であった「漿果類」を角括弧に入れて付記した。

626.56 レタス・しゅんぎく・ふき

「ちしゃ」(高苜)はレタスと同義であり，より一般的な名称である「レタス」に変更した。

626.6 花菜類：カリフラワー，ブロッコリー

「はなやさい」はカリフラワーの別名であり，より一般的な名称である「カリフラワー」に変更した。また，「ブロッコリー」を追加した。

626.9 家庭菜園

* ここには、家庭菜園 一般 を収める

農業技術各論，各蔬菜の栽培については各々の下に収めるよう，注記を付した。

627.85 観葉植物

* 観賞用水草→666.8

水草は藻類と水性の高等植物（種子植物，シダ植物）をあわせた概念である。9版では「観賞用水草の栽培なども，ここに収める」という注記があったが，各種の観賞用水生生物を666.7/.9に収めるよう変更したことにともない，観賞用水草を藻類増殖（666.8）に収めることにしたので，注記を削除して666.8への注参照を付した。

629.23 西洋式庭園・その他の様式の庭園

その他の様式の庭園の分類が不明確であったので，項目名を追加した。

631 蚕糸経済・行政・経営

* 一地域の蚕糸経済・行政・経営も，ここに収める；ただし，近世以前の蚕糸経済・行政・経営は，632の下に収める

651にあわせて注記を付した。

631.6 蚕糸業組合

* 地理区分

611.6，661.6にあわせて，地理区分を設けた。

633.8 蚕桑化学

桑栽培（栽桑）でなく，養蚕（蚕桑）の化学であるので，項目名を「栽桑化学」から「蚕桑化学」に改めた。

641 畜産経済・行政・経営

* 一地域の畜産経済・行政・経営も，ここに収める；ただし，近世以前の畜産経済・行政・経営は，642の下に収める

* 個々の畜産動物は，645/646に収める

651にあわせて注記を追加した。また，9版では「個々の畜産動物に関するものも，ここに収める」という注記があったが，馬政（645.21）と矛盾することから，個々の畜産動物は各々の下に収めるよう注記を変更した。

641.6 畜産業組合

* 地理区分

611.6，661.6にあわせて，地理区分を設けた。

645 家畜・畜産動物各論

* 獣医学 一般 →649；畜産加工→648

家畜・畜産動物一般を獣医学の観点から扱ったものは649に収めるよう注参照を追加した。

645.26 馬の病気と手当

9版では649への「をも見よ」参照としていたが、645.26のみに設ける必要性は低いので、削除した。

645.3 牛：役牛，肉牛，乳牛 →：489.85

犏牛（子牛の別名），和牛は，現在では肉牛として扱われているので，小項目名から削除した。

645.36 牛の病気と手当

9版では649への「をも見よ」参照としていたが，645.36のみに設ける必要性は低いので，削除した。

645.6 犬 →：489.56

9版では645.6に「犬の飼い方 一般，あるいは犬，猫，他の愛玩動物を共に扱ったものは，ここに収める」という注記があり，犬を含めば，愛玩動物は645.6に収めることとされた。しかし，相関索引で「愛玩動物645.9」と指示されているなど（645.9には「ここには，犬・猫以外の愛玩動物...を収める」という注記がある），愛玩動物一般の分類が明確とはいえなかった。

そのため，645.6の注記を削除し，犬を含む愛玩動物一般は645.9に収めることとした。

645.7 猫 →：489.53

9版では「猫の飼い方 一般」は，ここに収める」という注記があったが，猫についてのみ，飼い方一般について注記を設ける必要性は低いので，削除した。また，犬（645.6）にあわせて489.53への参照を付した。

645.8 その他の家畜・畜産動物：うさぎ，フェレット，ミンク，モルモット，らくだ [新設]

645.8は，9版で削除項目とされたが，645.99から項目を移して新設した。また，645.99で使用された「有用動物」は狩猟鳥獣なども含み，家畜・畜産動物の範囲を超えるので，「その他の有用動物とその利用」から「その他の家畜・畜産動物」に項目名を変更した。あわせて，小項目名を代表的な動物名に変更した。

645.9 愛玩動物 [ペット]

* ここには愛玩動物 一般 を収め，645.2/.8に関するものは，各々の下に収める

* ペットビジネス 一般 は，ここに収める

* ペット用品 一般 は，ここに収める

* 観賞魚→666.9；小鳥，飼鳥→646.8；昆虫→646.98；水生生物→666.9

9版では愛玩動物一般の分類が明確とはいえなかったので，645.9を愛玩動物一般の分類項目とし，645.2/.8に該当する動物は各々に収めるよう注記を追加した。また，645以外に収める各種の愛玩動物・観賞用水生生物について注参照を付した。

645.93 愛玩動物の食餌・給餌法 [新設]

* ペットフード 一般 は，ここに収める

愛玩動物の食餌・給餌法について項目を新設し，ペットフード一般について注記を付した。

[645.96] 愛玩動物の病気と手当 649 [新設]

愛玩動物一般について、645.9 に集中して分類することができるよう、二者択一項目を新設した（649 参照）。

(645.99 その他の有用動物とその利用：らくだ、ぞう、さる、くま、ミンク →645.8)

用途が 645.9 と 645.99 双方にわたる動物（うさぎなど）の分類が不明確であったので、削除項目とした。

646 家禽

「飼鳥」は「家庭で飼う鳥。ふつう愛玩用の小鳥をいう」（明鏡国語辞典 第 2 版）ので、646.8 に移し、項目名から削除した。あわせて、項目名を「家禽各論」から「家禽」に変更して、家禽一般を 646 に収められるようにした。

646.8 小鳥・飼鳥

じゅうしまつ、カナリヤ、九官鳥、文鳥、いんこ

* ここには、愛玩用の鳥類を収める；ただし、646.1 / .7 に関するものは、各々の下に収める

項目名に「飼鳥」を追加した。また、愛玩用の鳥類であっても 646.1 / .7 に該当するものは各々に収めるよう注記を付した。また、索引語であった「いんこ」を関連項目名に追加した。あわせて、索引語「飼鳥」の読みを「しちょう」から「かいどり」に変更した。

646.9 みつばち・養蜂・昆虫 →：486.7

647 を削除項目としたことに伴い、647 を別法とする注記を削除した。

([647] みつばち・昆虫 Apiculture. Beekeeping →646.9)

(.1 / .6 養蜂)

([.1] 養蜂の経済・経営)

([.2] みつばちの繁殖・蜜源と蜜用植物)

([.3] 巣箱・用具)

([.4] 管理)

([.5] 病害と保護)

([.6] 蜂蜜・蜜製品・蜜蠟)

([.9] 昆虫の飼育：すずむし、かぶとむし)

産業構造の変化による蚕糸業の地位の低下により、将来 647 に蚕糸業（630）を移す余地を考慮し、二者択一項目であった 647 を削除項目とした。

648.2 肉と肉製品

* .25 / .29 を含む各種畜産動物のものも、.21 / .24 に収める

注記で指示されている分類記号を 648.2 / .24 から 648.21 / .24 に改めた。

648.28 羊肉：マトン、ラム

マトン（成羊の肉）、ラム（子羊の肉）とも羊肉の下位概念であるので、項目名「羊肉 [マトン] . ラム」を変更し、「マトン」、「ラム」を小項目名とした。

649 獣医学

* 愛玩動物 一般 の病気と手当は、ここに収める（別法：645.96）

* 個々の家畜については、645 / 646 に収める

家畜・畜産動物各論（645）の下に、愛玩動物一般が位置づけられることになるので、愛玩動物一般の病気と手当は 649 に収めるよう注記を追加し、愛玩動物一般については、645.9 に集中して分類することができるよう、645.96 を別法とする注記を付した。また、9 版では 645.26 と 645.36 への「をも見よ」参照としていたが、両者の「をも見よ」参照の削除に伴い、削除した。

「比較医学」は 8 版で索引語に採用され、9 版で項目名となった。しかし、比較医学は、「獣医学と医学間の類似性や相似性について研究する分野」（ステッドマン医学大辞典 改訂第 5 版）という意味のほかにも、「実験動物学とほぼ同意語」（現代実験動物学 朝倉書店）とする資料も存在しており、定義が明確ではない。649 に「獣医学」と列挙する必要性は低いと考えられるので、項目名から削除した。

649.59 獣医看護学〔動物看護学〕 [新設]

獣医看護学〔動物看護学〕の実績が多数にのぼっており、看護学（492.9）に準じて新設した。「家畜看護学」は索引語とする。

649.8 家畜衛生・獣医公衆衛生

.81 家畜衛生行政 [新設]

.812 家畜衛生法令 [新設]

.814 獣医学関係職員の資格・任務 [新設]

獣医師，動物看護師

.816 家畜病院・動物病院 [新設]

.85 飼養衛生：飼料衛生・安全性 [新設]

.86 家畜疫学・家畜防疫 [新設]

.89 法獣医学

人獣共通感染症の問題をはじめとして、獣医学の立場から公衆衛生を扱う獣医公衆衛生学の重要性は高まっており、家畜衛生・獣医公衆衛生の下位概念に関する資料実績も相当数にのぼっていることを考慮して、地理区分を削除し、498 に準じて 649.8 を展開し、各項目を新設した。

649.8 には 9 版で地理区分が設けられており、649.8 を展開することによって、分類記号の重複の問題が生じるが、大学図書館等の所蔵状況を調査した結果、地理区分を行っている資料の所蔵点数は少数にとどまっていることから、実際の影響は少ないと考えられる。

形式区分 - 02 を付加することで地理区分できることも考えあわせると、重要性の高い 649.8 の展開を優先すべきであると判断した。

651 林業経済・行政・経営 Forest economy and management

* 一地域の林業経済・行政・経営も、ここに収める；ただし、近世以前の林業経済・行政・経営は、651.15 と 651.2 を除き 652 の下に収める

入会権と林政史は、近世以前に関係の深い概念であるので、651.15（共有林・入会権）と 651.2（林政史）には近世以前の資料も収めるよう注記を変更した。また、英文項目名「Forest economics」を変更した。

651.6 森林組合

* 地理区分

611.6, 661.6 にあわせて, 地理区分を設けた。

653.9 保安林・防災林

砂防林, 風致林, 防雪林, 防風林, 防霧林

9 版の項目名は「保安林の造林」であったが, 保安林とは「森林法に基づき, 水源涵養, 砂防, 風水害などの予防, 魚付き, 風致保存などの目的を達成するため農林水産大臣が指定した森林」(広辞苑 第 6 版) であり, その多くが防災機能を有しているので, 「防災林」を項目名に追加した。また, 各種の保安林について, 主なものを関連項目名とした。

656.24 森林鉄道 [森林軌道]

9 版の項目名は「森林軌道」であったが, 森林軌道は森林鉄道的一种なので, 索引語から「森林鉄道」を項目名に変更し, 「森林軌道」を角括弧に入れて付記した。

656.5 森林治水・治山事業・砂防工学 →: 517.5

* 保安林, 防災林→653.9

治山事業は保安林, 防災林と密接に関連するので, 653.9 への注参照を付した。

656.52 溪流工事 [溪間工事]

9 版の項目名は「溪間工事」であったが, 溪間工事は国有林野事業特別会計法に基づく名称であり, 一般的には溪流工事と呼ばれるので, 「溪流工事」を項目名とし, 「溪間工事」を角括弧に入れて付記した。

656.53 積雪工事・雪崩防止工事

「積雪工事」の後に, 「雪崩防止工事」(7 版までの項目名は「積雪工事」)。注: 積雪 = くずれ落ちる雪。なだれ) を列挙して意味を明確にした。

656.55 飛砂防止・防風工事

飛砂防止は防風工事と密接に関連するので, 「防風工事」を項目名に追加し, 「飛砂防止」と列挙した。また, 「砂丘造林」は海岸砂防林(653.9)の一種と考えられるので, 項目名から削除した。

656.7 __ 荒廃地・崩壊地の復旧

荒廃地の復旧は治山事業の一種と考えられるため, 字下げして 656.51 / .55 と同位とした。また, 崩壊地(「崩潰地」から, より一般的な表記である「崩壊地」に変更した)は, 荒廃地と同様に復旧の対象であるので, 「荒廃地」と「崩壊地」を中黒で列挙した。

660.6 団体: 学会, 協会, 会議 →: 661.6

9 版の項目名は「水産学会・団体」であったが, 660.6 と 661.6 の区別が明確とはいえず, また水産業の会議を収める項目も必要なので, 形式区分「- 06 団体: 学会, 協会, 会議」という本来の表記に項目名を変更したうえで, 661.6 への参照を付した。

660.7 研究法・指導法・水産教育

9 版では「水産教育の教科目 375.6」という注参照があったが, 375.6(職業科・高校職業課程・職業教育・産業教育)と 607 が「をも見よ」参照の関係にあり, 660.7 のみに設

ける必要性は低いので，削除した。

661 水産経済・行政・経営 Fishing economy and management

* 一地域の水産経済・行政・経営も，ここに収める；ただし，近世以前の水産経済・行政・経営は，662の下に収める

* 個々の水産物に関する生産経済・流通は，664および666の各々の下に収める

651にあわせて注記を変更し，注記の順序を改めた。また，英文項目名「Fishing economics and management」を変更した。

661.6 漁業協同組合・水産業協同組合 →：660.6

* 地理区分

9版では「個々の水産業関連団体は，ここに収める」という注記があったが，660.6と661.6の区別が明確とはいえなかったので，661.6は水産業協同組合（漁業協同組合・漁業生産組合・水産加工業協同組合）のみを収め，その他の水産業関連団体については，それぞれの団体の性格によって，660.6/.67に収めることとした。相関索引の「水産団体 661.6」「水産業団体 661.6」は，それぞれ「水産団体 660.6」「水産業団体 660.6」とする。

662.9 水産地理

* 各国の水産地理→662.1/.7

注参照を付して，662.1/.7と662.9の関係を明確にした（612.9，652.9，672.9等参照）。

666.79 両生類・爬虫類増殖

666.79（かめ・食用蛙・すっぽん・へび・わに）は，666.7（貝類・軟体類・甲殻類増殖）の下位概念ではないので字上げし，項目名を変更した。相関索引の「へび（水産増殖）666.79」は，「へび（畜産業）645.8」とする。

666.8 藻類増殖

* 観賞用水草の栽培は，ここに収める

9版では，観賞用水草の栽培を627.85に収めることとしていたが，各種の観賞用水生生物を666.7/.9に収めるよう変更したことから，666.8に注記を付した。

666.9 観賞魚：金魚，錦鯉，熱帯魚，メダカ

* 観賞用水生生物は，ここに収める；ただし，666.7/.8に関するものは，各々の下に収める

観賞用水生生物一般および666.7/.8に収まらないものは666.9に収めるよう注記を付した。また，観賞魚の代表的存在である「錦鯉」を小項目名に追加した。

670 商業

* 流通産業 一般 は，ここに収める（別法：675.4）

* 商品流通機構 675.4

卸売業，小売業，物流業を含む流通産業一般の分類が明確ではなかったので，関連の深い670を本則とし，別法を675.4とする注記を付した。また，商品流通機構は675.4に収めるよう注参照を付した。

671 商業政策・行政

* 流通政策 一般 は、ここに収める (別法：675.4)

流通産業に対する政策である「流通政策」について、671 を本則とし、別法を 675.4 とする注記を付した。

673.3 販売・販売管理・販売促進・セールスマンシップ

* 接客技術 一般 は、ここに収める

「販売管理」は、9 版で項目名から削除されたが、「販売」と異なる概念であるので、項目名に追加した。他方、「セールスマン」論は「セールスマンシップ」と重複するため、「セールスマン」を項目名から削除した。また、販売に関連の深い「接客技術」について注記を付した。接客技術と関連の深い「苦情処理」は索引語とする。

673.32 販売契約：フランチャイズ契約 →：673.8

* フランチャイズチェーン 一般 はここに収め、各種のフランチャイズチェーンは、関連主題の下に収める

フランチャイズチェーンはチェーンストアの一種であり、小売業に加え、外食産業やサービス産業でも普及している業態であるので、フランチャイズチェーン一般を 673.32 に収め、各業種が特定できる場合には、各々の下に収めるよう、注記を変更した。また、フランチャイズチェーンと関連の深い 673.8 への参照を付した。

673.34 訪問販売・無店舗販売・委託販売

* 連鎖販売取引〔マルチ商法〕は、ここに収める

マルチ商法の正式名称である「連鎖販売取引」に、「マルチ商法」を角括弧で付記する形で注記を付した。

673.35 競売 →：327.39 [新設]

* インターネットオークションは、ここに収める

* 各物品に関する競売は、各々の下に収める 例：720.67 絵画の競売

* 競売法→327.39

「競売」の項目を新設した。「競売」は、美術品や古書など扱う物品が多様なので、各物品に関するものは各々の下に収めるよう注記と例を付した。また、インターネットを使った競売である「インターネットオークション」について注記を付し、673.36 との違いを明確にした。

673.36 通信販売：インターネット、テレビ

通信販売の媒体である「インターネット」、「テレビ」を小項目名に追加した。2000 年の 9 版補遺で、「コンピュータ・ネットワーク・ビジネスが今後の通信販売の主流になる」との判断から「ネットワークビジネス」が項目名に追加されたが、ネットワークビジネスにはマルチ商法の意味も存在するので、項目名から削除した。

673.58 個々の卸売店・問屋

「個々の」が、個々の業種を指すのか、個々の会社を指すのかが不明確であったので、項目名を「個々の卸売業・問屋」から「個々の卸売店・問屋」に変更した。

673.7 小売業：小売市場、専門店、よろず屋

* 商店街 一般 はここに収め、特定地域の商店街に関するものは、672 の下

に収める

特定地域の商店街の分類について、注記を追加して明示した。

673.78 個々の小売店

「個々の」が、個々の業種を指すのか、個々の会社を指すのかが不明確であったので、項目名を「個々の小売業」から「個々の小売店」に変更した。

673.8 デパート [百貨店]・スーパーマーケット・チェーンストア・ショッピングセンター・ショッピングモール →: 673.32

* 大規模小売店舗に関するものは、ここに収める

673.87 に「ショッピングセンター・ショッピングモール」を新設したので、ショッピングセンターとショッピングモールを項目名に追加した。また、673.32 への注参照を参照に変更した。

673.868 個々のスーパーマーケット・チェーンストア

共通の語幹(「個々の」)を持つので、スーパーマーケットとチェーンストアの間のピリオドを中黒に改めた。

673.87 ショッピングセンター・ショッピングモール [新設]

.878 個々のショッピングセンター・ショッピングモール [新設]

ショッピングセンターは多数の小売店が計画的に形成した集合商店街と定義されるが、商店街(673.7)とは区別するのが一般的である。大規模小売店舗立地法による届出を必要とする大規模店舗であり、673.8の下位に新設した。ショッピングモールには遊歩道のある商店街という意味も存在するが、現在では「多くの小売店が集まった大規模な複合商業施設。大きなショッピング・センター」(広辞苑 第6版)とする定義が一般的であるので、ショッピングセンターとショッピングモールを列挙して新設した。

673.9 サービス産業

* ここにはサービス産業 一般 を収め、各種のサービス産業は、関連主題の下に収める

* 音楽・演劇・映画産業→760/779; 観光事業→689; スポーツ産業→780.9

サービス産業は多岐にわたる分野であり、673.9のみで対応することは不可能であるので、各分野のサービス産業は関連主題の下に収めるよう注記を付した。また、観光事業等についての注記「観光事業は 689 の下に、音楽、演劇、映画などは 760/779 の下に、スポーツ関連施設の経営は 780 の下に収める」を注参照の形に変更した。

673.93 リース業・人材派遣業・民営職業紹介所・警備保障業・結婚式場・葬儀場・貸会議場・興信所

* .94/.99 に収められないものは、ここに収める

* イベント施設、展示施設→689.7

結婚式場、葬儀場、貸会議場に関連の深い「イベント施設」、「展示施設」について注参照を付した。

673.971 日本料理店：すし屋、うどん屋、そば屋

* 料亭は、ここに収める

9版では「料亭」を673.98としていたが、現在では、主に日本料理を供する高級店の意味で使われており、673.971に収めるよう注記を付した。

673.972 アジア料理店：中国料理店，朝鮮料理店，インド料理店

596.22（「アジアの料理：中国料理，朝鮮料理，インド料理」）を参考に項目名「中国料理店．アジア・アラブ料理店」を変更した。

673.98 喫茶店．酒場：スナック，バー，キャバレー，ビアホール，しるこ屋，あんみつ屋

「料亭」を項目名から削除した（673.971参照）。

674.35 宣伝・広告文：キャッチフレーズ →：507.26 [新設]

*ネーミングは，ここに収める

宣伝・広告文について項目を新設し，キャッチフレーズに関連の深い「ネーミング」について注記を付した。項目名の位置は674.3と同位として字上げする。キャッチフレーズの制作者である「コピーライター」は索引語とする。

674.4 広告業〔広告代理業〕

広告業とは「主として依頼人のために，広告に係る企画立案，マーケティング，コンテンツの作成，広告媒体の選択等，総合的なサービスを提供する事業所」（日本標準産業分類）であり，広告代理業と同義と考えられるため，674.4の項目名「広告代理業」を「広告業」に変更し，「広告代理業」を角括弧に入れて付記した。

674.6 広告媒体

新聞，雑誌，ラジオ，テレビ，宣伝映画，スライド，インターネット

「インターネット」を関連項目名に追加した。また，関連項目名の「新聞雑誌」を「新聞，雑誌」に，「ラジオ・テレビ」を「ラジオ，テレビ」に変更した（336.746参照）。

675.4 販売経路．商品流通機構．配給組織

*流通産業 一般 は670に，流通政策 一般 は671に収める（別法：ここに収める）

9版では「小売業を中心とした流通産業は，673.7/.9に収める」という注記があったが，卸売業，小売業，物流業を含む流通産業一般を670としたことから，削除した。また，流通産業一般，流通政策一般について注参照を付し，従来の実績を考慮して675.4に収める別法を付した。

9版の関連索引では，「物流（マーケティング）」「物流管理（マーケティング）」「流通機構」に添記されている分類記号は675であったが，いずれも商品流通と密接な関連があるので，「物流（マーケティング）675.4」「物流管理（マーケティング）675.4」「流通機構 675.4」に変更した。「ロジスティクス」は索引語とする。

678 貿易

*移出入も，ここに収める

*貿易統計は，678.9に収める

*別法：333.9

*国際金融 338.9；世界経済 333.6

貿易統計（678.9）は、形式区分「-059」の変則的な使用方法なので、678 に注記を追加した。また、移出入についての注記の表記「移出入を含む」を改めた。

678.3 通商条約・協定・関税・税関

* 保税倉庫は、ここに収める

* 特定の関税問題は、その産業の下に収める

注記の順序を改めた。

680 運輸・交通

* 流通産業 一般 670

卸売業，小売業，物流業を含む流通産業一般について，注参照を付した。

682.9 交通地理・交通地図

* 各国の交通地理→682.1/.7

注参照を付して，682.1/.7 と 682.9 の関係を明確にした。

683 海運 Maritime transportation. Shipping

* 水運 一般 は、ここに収める

* 海難，船舶事故→557.8

海運・内陸水運の総称である水運一般を 683 に収めるよう注記を付した。また，海難，船舶事故について注参照を付した。さらに英文項目名「Maritime transport. ...」を変更した。

683.6 貨物・貨物積載法：船積書類，船荷証券 →：325.53；557.14

旅客（683.5）と貨物（683.6）の対比が明確になるよう項目名「船荷証券・貨物・貨物積載法：船積書類」を変更した。

684 内陸水運・運河交通 Inland water transportation. Canal transportation

9 版では「内水・運河交通」であったが，内水は内海を含む広い概念であるので，索引語「内陸水運」を項目名に採用して範囲を明確にした。あわせて英文項目名「Inland water ways. Canal ...」を変更した。

685 陸運・道路運輸 →：514；537

陸運は水運，空運の対であり，鉄道運輸，道路運輸を含む概念である。9 版では「陸運」と「自動車運送」を列挙していたが，685 には自動車以外の項目も含まれており，より広い概念である「道路運輸」に変更した。また，道路運輸と関連の深い 514 への参照を追加した。

685.5/.6 各種の自動車運送事業

685.5/.6 はそれぞれ，旅客自動車運送事業，貨物自動車運送事業に該当するので，中間見出しの名辞を「各種の陸運事業」から変更した。

686 鉄道運輸 Railroad transportation

* 鉄道工学→516；鉄道車両→536

7 版から 9 版まで項目名は「鉄道」であったが，686 の位置づけを明確にするために変更

した。「運輸」の他に「運送」「輸送」等の同義語が存在するが、680 の項目名である「運輸」にあわせて「鉄道運輸」とした。注参照の名辞「車輛」を「鉄道車両」に変更し、「電気鉄道 546」を削除した(5 類「試案」参照[546 は削除項目])。また、英文項目名「Railways」を変更した。

686.53 駅・駅名・駅勢

.54 構内営業・駅ビル

9 版の項目名は「構内営業・民衆駅・ターミナル」であったが、「民衆駅」は、現在ではステーションビル、ターミナルビル、駅ビル等と称されるのが一般的である。また、「ターミナル」には終着駅(ターミナルステーション)と駅ビル(ターミナルビル)の二つの意味があるので、「民衆駅」と「ターミナル」を「駅ビル」に変更し、字下げした。

687 航空運輸

680 の項目名である「運輸」にあわせて、「航空運送」から「航空運輸」に項目名を変更した。

689.2 観光事業史・事情

* 地理区分

* 各地の観光地案内 29 093

9 版は「各地の観光地案内は、290 の下に収める」という注記であったが、案内記は 29 093 なので、注記の分類記号を改めた。あわせて、注記を注参照の形に変更した(685.78 「観光地案内 29 093」参照)。

693.7 国際郵便 [外国郵便] . 航空郵便

9 版の項目名は「外国郵便・航空郵便」であったが、1988 年に外国郵便から国際郵便に名称が変更されているため、「国際郵便」を項目名に採用し、「外国郵便」を角括弧に入れて付記した。

699.1 放送政策・行政・法令・受信料

* 別法：有線放送 699.71

699.71 への別法注記を付した。

699.2 放送史・事情

* 別法：有線放送 699.72

別法の表記(699.71 / .72)を改めた。

699.65 スポーツ番組

699.6 の他の項目名にあわせて、「スポーツ放送」から「スポーツ番組」に変更した。

699.7 有線放送：ケーブルテレビ

* インターネット放送は、ここに収める

* 有線放送による衛星放送番組配信サービスも、ここに収める

699.79 に「衛星放送」を新設したが、ケーブルテレビ会社による衛星放送番組配信サービスについては、有線放送事業として分類するよう注記を追加した。また、「インターネット放送」について注記を追加した。

なお、9版では「有線放送の各国事情 一般 ，政策，行政，法令は.2に，放送事業全般のなかでとらえた有線放送は，.1/.69および.8に収める」という注記があったが，前段は699.1/.2の別法注記を指しており，後段も「有線放送を含む放送事業全般は放送事業 一般 として扱う」と言い換えられるので，削除した。

699.79 衛星放送 [新設]

項目を新設した。項目名の位置は699.7と同位として字上げする。

699.8 放送と社会 →:070.14

*ラジオ・テレビ報道の社会に与える影響などは，ここに収める

699.8(放送と社会)は070.14(ジャーナリズムと社会)と関係が深いことから，参照を付した。